

大規模地震災害と消防法改正について

総務省消防庁
予防課長 木原 正則

1

大規模地震への事業所の対応状況等

【学会からの提言】

平成15年9月十勝沖地震を契機に、土木学会と日本建築学会において「巨大地震対応共同研究連絡会」が設立され、平成18年11月に共同提言がとりまとめられた。

海溝型巨大地震による長周期地震と土木・建築 構造物の耐震性向上に関する共同提言

大規模建築物においては避難等の安全性の確保に向けた地震時の避難計画が明示されなければならない。

○高層建物における全館一斉避難の手段確保

○在館者への安心情報及び避難誘導情報の提供

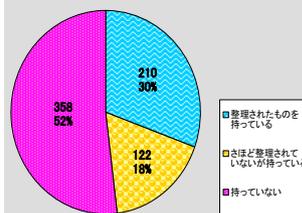
【企業防災に関する調査結果の例】

出典：関西経済連合会「企業の事業継続計画に関する調査」

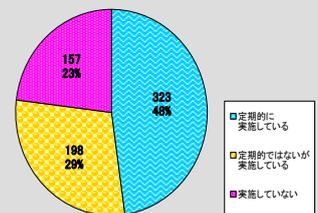
調査時期：平成17年11月～12月

調査対象：アンケート送付数 2,525社 / 回答企業数 707社（回答率 28%）

事業所における防災計画の保有状況



事業所における防災訓練の実施状況



【最近の地震で見られた問題点】

- 阪神・淡路大震災（平成 7年1月） → ビルの全部又は一部損壊、避難施設や消防設備の損壊（防火戸の枠変形・スリッパ破損等）が多数発生
- 福岡県西方沖地震（平成17年3月） → 避難誘導の未実施により一部エレベータに利用者が殺到するケースが発生
- 千葉県北西部地震（平成17年7月） → エレベータの閉込め事案が多発、利用者救出の際に多くの建築物で混乱

首都圏直下型などの大規模地震はいつ発生してもおかしくない状況であるにもかかわらず地震を想定した建築物の防災体制は不十分であり、特に不特定多数の者が利用する大規模建築物における防災体制の構築は喫緊の課題

地震発生時の応急活動に必要な組織・体制が十分整っていない

地震発生時の応急活動に関する計画・マニュアルは未作成の建築物が多い

利用者の避難誘導などの定期的な防災訓練も未実施の建築物が多い

一応の整備がされている建築物でも、内容が抽象的であるなど、実態は不十分

2

大規模地震等に対応した自衛消防力の確保

近年、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫性指摘されている中で、事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが喫緊の課題となっている。

現状と課題

消防法により、一定の利用者がいる事業所の管理権原者は、防火管理者を選任し、防火上必要な事項を定める消防計画の作成、同計画に基づく消火・通報・避難の訓練などの防火管理業務を行わせなければならないこととされている。

事業所において、大規模地震などの発生時の避難誘導や応急対策等の計画を定めることとされていない。

災害時の初動対応を行う自衛消防組織については規定がなく、その設置は各事業所の自主的取組みに委ねられている。

対応の考え方

多数の者が利用し、円滑な避難誘導が求められる大規模・高層の建築物について、次の措置を講ずる必要がある。

(1) 大規模地震等に対応した消防計画

消防計画において、大規模地震などの発生時の対処について定めることとする必要がある。

(2) 自衛消防組織の設置

管理権原者が自衛消防組織を設置することとする必要がある。

3

消防法等の一部改正

○「消防法の一部を改正する法律」（H19.6.22公布）

東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震の発生が切迫している状況を踏まえ、新たに一定の大規模・高層の建築物について、**自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び火災以外の災害に対応した消防計画の作成**を義務付け

○「消防法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」、「消防法施行令の一部を改正する政令」、「消防法施行規則の一部を改正する省令」及び関連告示（H20.9.24公布）

上記改正法の施行日を**平成21年6月1日**と定めるとともに、必要となる自衛消防組織の細目、防災管理者の資格等についての関係規定を整備

4

1 地震災害等に対応した防災体制の整備

地震等による被害の軽減のため、大規模・高層の建築物等について、地震に対応した消防計画の作成など、地震災害等に対応した防災体制を整備するための制度を導入

- 防災管理者の選任と消防計画の作成・防災管理業務の実施
- 管理権原が分かれる建築物等における共同の消防計画の作成等
- 資格者による建築物等の管理状況等の定期的な点検報告制度
- 法令を遵守している建築物の優良認定制度
- ※ 罰則についても火災に関するものを同様に適用する。

防火管理と防災管理の位置づけ

○現行の防火管理制度との並びで防災管理制度が位置付けられ、防火管理・防災管理双方にまたがる形で自衛消防組織の制度が新設された。

| | 防火管理 | 防災管理 |
|--------|------------------|------------------|
| | ・防火管理に係る消防計画 | ・防災管理にかかる消防計画 |
| | ・防火管理者 | ・防災管理者 |
| | ・共同防火管理 | ・共同防災管理 |
| | ・防火対象物点検 | ・防災管理点検 |
| | ・防火基準点検済証 | ・防災基準点検済証 |
| | ・防火対象物点検特例認定 | ・防災管理点検特例認定 |
| | ・防火管理優良認定証 | ・防災管理優良認定証 |
| 自衛消防組織 | ・自衛消防組織 | ・自衛消防組織 |
| | ・統括管理者 | ・統括管理者 |
| | ・自衛消防組織の業務に関する定め | ・自衛消防組織の業務に関する定め |

自衛消防組織の設置対象

【設置対象の考え方】
 多数の者が利用する大規模・高層の防火対象物など **消防防災上のリスクの大きい防火対象物**

- ・地上とのアクセスが構造上大きく制限される場合が多い。
- ・避難時の移動距離が非常に長くなる場合が多い。
- ・多数の者が存在することにより、群集心理によるパニックが生じやすい。
- ・建築物等が大規模であり、高度な自衛消防活動等が要求される。

【用途】
 共同住宅等((5)項口)、格納庫等((13)項口)、倉庫((14)項)を除いた全ての用途(文化財((17)項)も含む。)、地下街

【規模等】

- ・延べ面積5万㎡以上
- ・5階以上で延べ面積2万㎡以上
- ・11階以上で延べ面積1万㎡以上
- ・1,000㎡以上の地下街

※施行令第2条が適用される

同一の管理権原の防火対象物が、同一敷地内に複数ある場合

○面積・・・ 個々の防火対象物の面積を合算

○階数・・・ 最も階数の多い防火対象物の階数で全体の階数を判断

自衛消防組織を設置する防火対象物

(令第4条の2の4)

| 対 象 用 途 | | 規 模 |
|--------------------|--------------------|--|
| 劇場等 (1項) | 風俗営業店舗等 (2項) | ①階数が11以上の防火対象物 延べ面積 1万㎡以上 ②階数が5以上10以下の防火対象物 延べ面積 2万㎡以上 ③階数が4以下の防火対象物 延べ面積 5万㎡以上 (階数は、地階を除く) |
| 飲食店等 (3項) | 百貨店等 (4項) | |
| ホテル等 (5項イ) | 病院・社会福祉施設等 (6項) | |
| 学校等 (7項) | 図書館・博物館等 (8項) | |
| 公衆浴場等 (9項) | 車両の停車場等 (10項) | |
| 神社・寺院等 (11項) | 工場等 (12項) | |
| 駐車場等 (13項イ) | その他の事業場 (15項) | |
| 文化財である建築物 (17項) | | |
| 地下街(16項の2) | | + 延べ面積 1,000㎡以上 |

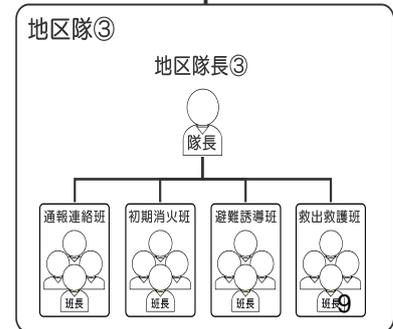
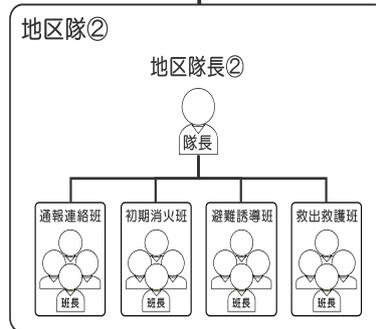
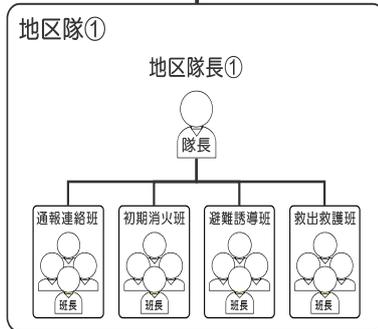
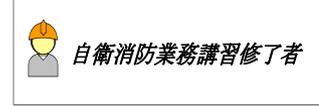
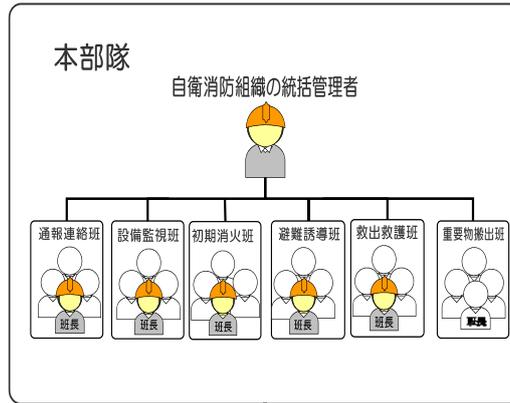
→共同住宅等(5項口)、格納庫等(13項口)、倉庫(14項)は含まれない。

自衛消防組織の編成例

☆1つの防火対象物に1の管理権原者が自衛消防組織を編成する場合

各フロアごとに地区隊を編成しているケース

| |
|------|
| 本部隊 |
| 地区隊③ |
| 地区隊② |
| 地区隊① |



要員の配置 (規則第4条の2の11)

○基本的な自衛消防業務(法令上定められているもの)

- ①初期消火活動
- ②情報の収集・伝達、消防用設備等の監視
- ③在館者の避難誘導
- ④在館者の救出・救護

→各業務について、おおむね2人以上の要員の確保が必要

実際には、全体として消防計画に定める対応が実施できる体制を確保

※消防計画作成段階における被害想定、訓練の検証結果を踏まえ決定

内部組織の編成

・内部組織を編成する場合はその業務内容・活動範囲を明確にするとともに

統括者(班長)を置く。

業務内容—指揮班、消火班、通報班、避難誘導班・・・

活動範囲—本部隊、地区隊

・統括管理者の直近下位の内部組織(上記の基本的な自衛消防業務に係るもの)

の班長には必要な教育(自衛消防組織の業務に関する講習)を受けさせる。

→基本的には本部隊の班長を想定

※班長が、統括管理者の資格を持つときは、消防計画に定める教育で可

防災管理点検の特例認定

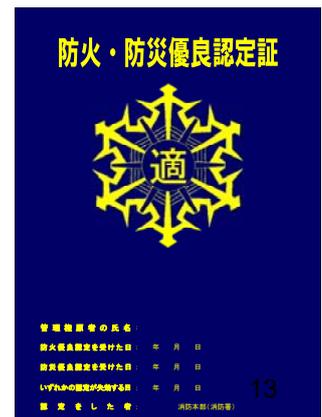
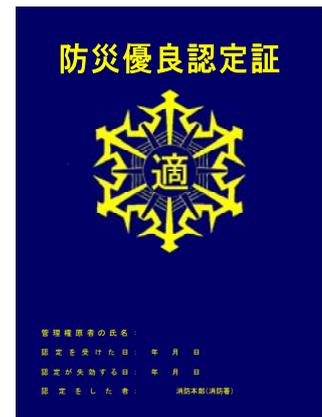
(法第36条において準用する
第8条の2の3ほか)

防火対象物点検と同様に、過去3年以内の点検結果が優良等の条件により、点検報告の義務を3年間免除する特例認定制度

<認定基準>

- ・管理を開始した時から3年以上経過
- ・過去3年において、以下の命令を受けたことがない
(又はされるべき事由がない)
法第5条、第5条の2、第5条の3、第8条、第8条の2の5、第17条、法第36条において準用する法第8条
※火災予防上の命令も欠格条件になる
(一方で、防災管理の命令は防火対象物の特例認定の欠格にはならない。)
- ・過去3年において、防災管理の特例認定取り消しを受けていない
- ・過去3年において点検報告未実施未報告・基準不適合がない
- ・検査の結果、特例認定の基準(=防災管理の点検基準)に適合している。

○ただし、経過措置により法施行後3年間は、認定をすることはできない。



法改正により変わること (平成21年6月1日~)

